

# いじめ防止基本方針

令和6年4月

春日市立春日北小学校

# 春日市立春日北小学校 いじめ問題総合対策計画

## 第1章 いじめの定義及びいじめの防止等に関する考え方

### 1 いじめの定義と理解

(法におけるいじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

○ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には、次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

**心理的な影響**：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

**物理的な影響**：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

○ いじめは、**どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである**。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(福岡県いじめ防止基本方針より抜粋)

## 2 いじめの防止等に関する本市の考え方

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

したがって、本校では、子どもを取り囲む全ての教職員一人一人が

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」 「いじめはどの子供にも、どの集団でも、どの学校でも起こりうる」 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」
---

という認識や信念をもち、全ての子どもをいじめから守り、いじめのない子ども社会（いじめの未発見、未解決ゼロ）の実現をめざすこととする。

そのためには、学校（教職員）、保護者、地域等がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力し、積極的な取組を推進していくものとする。

### (2) いじめの防止等に関する施策について

「いじめのない学校」の実現に向けて、「春日市いじめ防止基本条例」に基づき、「春日北小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に関する方針を共有化する。その方針に基づき、学校全体でいじめから子どもを守る取組を進めていく。いじめの問題は、学校の対応及び指導だけでは十分に効果を上げることが困難な場合がある。そこで、どんな事態であっても適切な対応を行うために、春日市教育委員会をはじめとして、子育て支援課等の行政機関・警察・児童相談所・医療機関・法務局等、多様な関係機関と連携できる体制を構築し、必要な校内組織等を設置する。

その上で、春日市いじめ防止基本方針の第2章3で示した7つの項目にそって、次の7点を柱として本校の取組の具体化を図り、確実に実行していく。

**①いじめを生まない教育活動の推進**：いじめの未然防止をめざし、学校の教育活動全体を通じて、次の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進していく。

○命の教育の推進	○人間関係・集団づくりの推進
○体験活動の推進	○基本的生活習慣の定着と規範意識の育成

**②いじめの早期発見の取組の充実**：いじめは、周囲の大人や友人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するための取組や相談体制を充実させ、適切な対応につなげる。

**③早期対応と継続的指導の充実**：いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。そして、事態の状況に応じ、学校及び市で設置した組織を中核として、各機関との意図的連携を図りながら、適切な対応（一次・二次・三次）を継続的に行う。

**④児童生徒理解と教育相談体制の整備**：いじめをうまない学校づくりの基盤として、児童を深く理解し、信頼関係の構築や安心感のある学校づくりに向けて教育相談の体制を整備する。

**⑤教員研修の充実**：教員のいじめの問題に関する適切な認識と共通理解、危機管理能力や対応能力の向上に向けて、市独自の研修や校内研修の充実を図る。

**⑥地域・家庭との積極的連携**：本市が推進する「コミュニティ・スクール」のよさを活かし、学校運営協議会を中心として、日常的な児童の見守りや相談、いじめ認知時の対応における協働体制を構築していく。

**⑦取組状況の把握と学校評価の充実**：市は方針に基づき、PDCAサイクルに沿った各学校の取組状況やいじめに関わる各種評価の結果等を把握し、その結果をふまえて学校支援のあり方を検討したり学校の取組の改善につながる指導に生かしたりする。学校は、自校の取組が効果的な対策となっているかどうか、定期的に確認し、適宜見直しを図りながら取組を進めていく。

## 第2章 いじめ防止等のために学校が実施する施策

本校では、市と協力して、いじめの防止等のための「春日北小学校いじめ防止基本方針」を策定及び推進し、これに必要な措置を講じていく。

### 1 春日北小学校いじめ防止基本方針の策定

本校においては、法の趣旨を踏まえ、国や県ならびに市の基本方針をふまえて、いじめ防止基本方針を策定する。

本基本方針は、これまでの取組で対応できるものと新たに取組まなければならないものを整理して作成する。加えて、PDCA サイクルに沿って、方針が適切に機能しているかどうかを「積極的生徒指導委員会」を中心に点検・評価し、必要に応じて見直すこととする。

学校基本方針を策定するに当たっては、学校運営協議会等で説明したり協議したりするなど、コミュニティ・スクールの機能を生かして充実を図ることとする。なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページや学校だより等で広く周知を図り、学校・地域・家庭が共有できるようにする。

### 2 いじめ防止等のための組織

本校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する組織「積極的生徒指導委員会」を設置する。

この組織は、県ならびに市の教育委員会と連携の上、春日市が各中学校に配属するスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、関係行政機関の代表など外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を整えている。

本組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- 学校基本方針に基づく取組推進やPDCA サイクルに沿った年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめであるかどうかの学校判断
- 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的な実行の中核

### 3 本校の取組

第1章2（2）で示した7つの項目に沿って、具体的な取組を積極的に推進していく。また、「福岡県いじめ問題総合対策」に基づく「早期発見の取組」「校内研修会等の充実」「教育相談体制の整備」に重点を置いた「いじめ問題総合対策計画」を作成し、その計画に沿った確実な実施と評価を行い、組織的、継続的な指導の充実を図る。

#### （1）いじめを生まない教育活動の推進

第1章2（2）①（いじめを生まない教育活動の推進）で示した4つの観点について、今までの取組のさらなる充実を図る。

##### ○命の教育の推進

各学年（学級）で実施する道徳の時間において、「生命尊重」に関する授業の充実を図るとともに、人権尊重の立場を明確にして、各教科領域における人権教育の視点に沿った実践を児童生徒の実態に応じて継続的に実施する。

「わたしたちの道徳」の積極的な活用等も工夫して、自分自身のよさや他者のよさを実感できる機会をできるだけ多くもつように努める。

##### ○人間関係・集団づくりの推進

学級、学年をはじめとする学校での様々な集団において、児童が、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手の良さを見つけようとする集団、互いに協力し合い、主体的によりよい

人間関係を形成していこうとする集団をつくることに努める。

そのためには、まず、教師が日常的に児童の個々の状況や人間関係をしっかりと把握することが重要である。学級内での友人関係はもとより、学級を超えた友人関係（前年度までの出身学級、習い事等含む）についても、日頃からアンテナをはっておき、他の教員とも情報交換を行いながら、人間関係の変容や不可解なつながり、新たな関係などを把握できるよう努める。

その上で、指導が必要な場面においては、毅然とした指導や児童の思いに寄り添う指導、あるべき姿を示す指導など、内容や状況に応じた適切な指導を行うように心がける。

特に、学力に対する自信のなさや不安、消極的・否定的な態度、周囲からのひやかしやからかいなどが、生徒指導上の諸問題を引き起こしかねない人間関係を生み出す可能性がある。安心して学習できる学級風土（支持的風土）の中で行われる「授業」を大事にする。具体的には「わかる授業」「すべての児童が参加・活躍できる」授業をめざす。

例えば、自他の考えを積極的に比べ合い課題解決を図る、そのためには、さらに、学級活動や児童会・生徒会活動の充実を通して望ましい集団づくりを心がける。

また、清潔感や安心感のある教室環境は児童の心の安定を促進する。物が放置されている、掲示物がはがれかけているといった状態が続き、児童がそのことへの関心をなくしてしまった状態は、人間関係のほころびにつながる危険性がある。児童とともに、意識的に環境整備に努める。

これらの取り組みを通して、児童一人一人が自己存在感を自覚し、共感的な人間関係を育む「心の居場所」としての集団が創り上げられ、その中で、児童はお互いの絆を深め、自己実現に向け、健全な成長を続けることができると考える。

### ○体験活動の推進

授業における体験的活動はもとより、学校行事や総合的な学習の時間等において、自然体験や高齢者等の様々な人々との関わりを充実させることで、他者への尊敬や畏敬の念などを学び、社会性を高めていくことが必要である。

また、児童一人一人の連帯感・存在感を高めるために運動会や歌声発表会等を、児童の役割や存在意義を実感させるために奉仕・勤労体験活動等、目的を明確にして多様な体験活動の充実を図る。

他にも ボランティア活動など自己存在感を実感できる活動自己肯定感を高める

### ○基本的生活習慣の定着と規範意識の育成

日常生活における、身体的健康を保つためには、まず早寝早起き朝ご飯などの生活リズムを習慣化することが必要である。さらに、あいさつや整理整頓などを心がけることで、心の安定を図る。さらに、全教育活動を通して、きまりの遵守や正義感等の規範意識を高め、一人一人がたくましく生きる力を育てていく。

#### 【主な基本的生活習慣】

- ・適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養や睡眠など、規則正しい生活習慣
- ・時間を守る、物を大切にす、服装を整えるなど学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣
- ・あいさつや礼儀、他者とのかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣
- ・授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣
- ・インターネットやスマートフォン等との適切な関わり方

特に、ネット上のやりとりが他者を傷つけ、いじめにつながる危険性があること、正しい使い方やマナー遵守の重要性、トラブルに巻き込まれた際の対処法などを十分に学ばせておく 必要がある。

以上のような生活習慣の形成を充実させていくため、学校や学年の発達段階に応じた指導を心がけるとともに、コミュニティ・スクールの機能を生かし、地域や家庭と連携した取り組みを進

めていくことに努める。

## (2) いじめの早期発見に関すること

早期発見に向けて「観察」「情報収集」「客観的理解」の三点から積極的な取組を行う。気になる様子や入手した情報、調査結果等は、すぐに学年主任や管理職等に「報告」「連絡」「相談」し、早急な対応につなげる。

○いち早く児童の変容に気付くために、学校でも家庭でも日常的な「観察（様相チェック）」を心がける。

(児童)	登校時から朝の会・教科等の時間・休み時間・昼食時間・清掃時間 帰りの会から下校時・クラブや部活動の時間
(環境)	物の様子 整理整頓
(家庭)	服装や持ち物・身体面・日常会話・登校前の様子・友だち関係 等 *特に携帯電話等を活用した他者との関わりには十分に目を配る。

○些細な（と判断してしまう）トラブルや悪ふざけ、ちょっかい、冗談交じりの行為等についても、その後の頻度増や関係悪化、行為の悪質化等につながっていないか十分に観察しておく必要がある。

○定期的な教育相談や相談窓口の設置、きたっこのきろくの確認等による積極的な「情報収集」を心がける。

(教育相談) 年間3回以上の定期的な教育相談週間を設定し、全児童を対象とした観察やアンケート調査結果等と連動させた教育相談を計画的に実施する。(6.11.2月)

(相談窓口) 相談したいことを自由に入れることができる相談ポストを設置し、いつでも相談できる体制を整える。ポストは、児童が周囲の視線を気にすることなく投函できるように、職員室付近を設置場所とし、ポストは毎日チェックして早期対応につなげる。また、ポストに限らず、児童が気軽に相談できる環境や風土づくり、どの教職員にでも相談できる体制づくりに心がける。

○定期的なアンケートを確実に実施し、児童の内面や証言など「客観的理解」に努める。また、アセスなどの検査とその結果に基づく面接等を連動させて早期発見につなげる。アンケート結果は速やかに担任や学年主任等が確認するとともに、学年会や積極的生徒指導委員会で必ず点検して情報の共有に努める。

(定期アンケート)

①「無記名によるいじめに特化したアンケート」：年3回(6.11.2月)

②「いじめについてのアンケート（記名または無記名）」：①を実施しない月（8月を除く年8回）

③「保護者アンケート」保護者を対象とした児童の様相に関するアンケート：年3回(6.11.2月)  
(チェックリスト) 気になる様子をいち早く発見するために、保護者や教職員が定期的にチェックする。

## (3) いじめの早期対応に関すること

①毎月1回「積極的生徒指導委員会」を開催するなど、いじめ問題への組織的な対応に努める。なお、いじめ事案を認知した場合やアンケート等で気になる兆候を見出した場合は、臨時に「積極的生徒指導委員会」を開催し、早急に対応策を講じる。

②いじめ事案を認知した場合は、すぐに対応策を講じる。教育委員会に電話で第一報を入れる。

○いじめられた児童生徒への対応

【一次対応：緊急】

事実関係の把握・安全確保と全面的な支援（心のケア）・校長及び関係職員なら

びに保護者への報告（緊急校内いじめ問題対策委員会の開催）・教育委員会への報告

【二次対応：短期】

指導・援助の方策案の協議（積極的生徒指導委員会）・全職員による共通理解・担当者の確認と支援・プロジェクトチームによる担当者サポート

【三次対応：長期】

いじめられた児童生徒の学級及び手段への適応の促進

※「いじめられている児童を全面的にし支援し、守り抜く」姿勢で対応する。「いじめられている側にも問題がある」という対応は絶対に行わない。

※教育委員会や関係諸機関とも積極的に情報の共有化、共通理解を図る。事案によっては「春日市いじめ防止等対策推進委員会」の協議結果等をふまえて対応する。

○いじめた児童生徒への対応

【一次対応：緊急】

複数教師による事実と経過の確認・校長、関係職員及び保護者への報告

【二次対応：短期】

いじめの態様等による指導方針の立案・職員間の共通理解

※いじめの態様等：「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」など

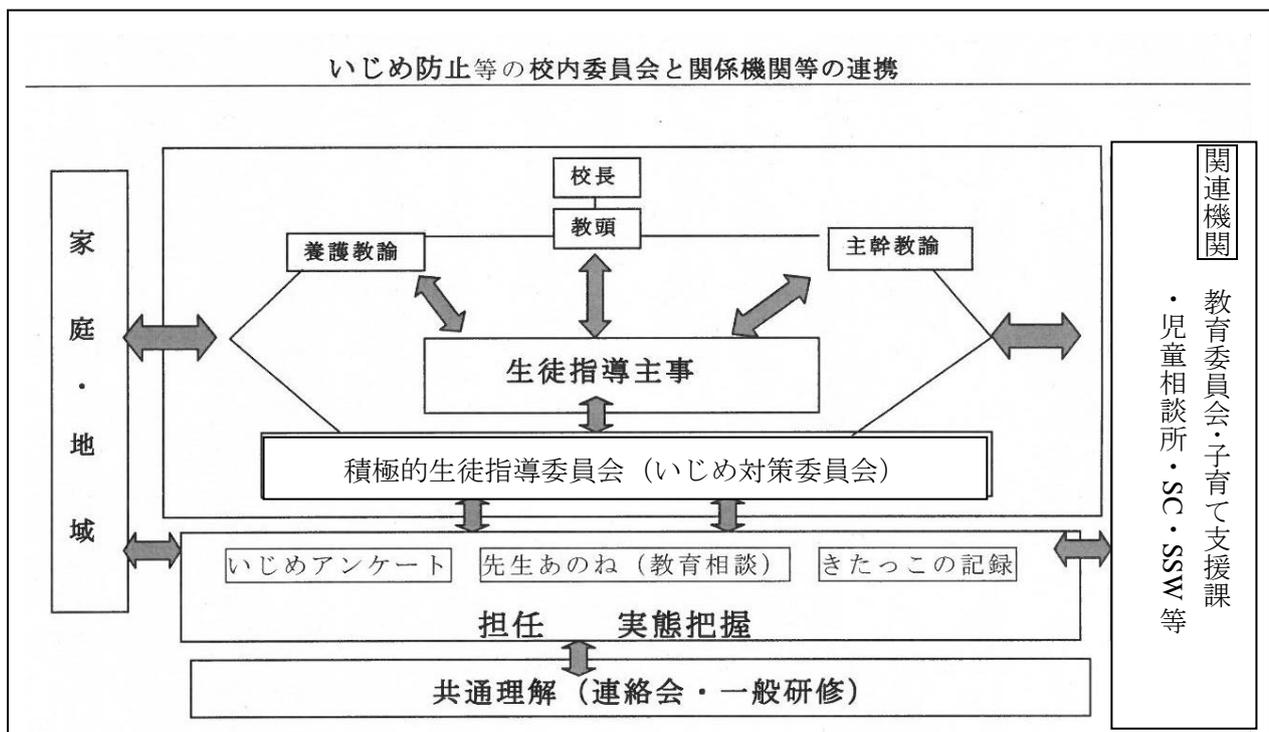
【三次対応：長期】

規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた継続的な指導

※3（2）いじめを生まない教育活動の積極的な実施

③教育委員会や子育て支援課、児童相談所、各中学校ごとに配属しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校専任教員等と連携し、事案に応じた適切な対応に努める。

いじめ防止等の校内委員会と関係機関等の連携



※積極的生徒指導委員会（いじめ対策委員会）の構成メンバー

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・担任・学年主任・養護教諭等

#### (4) 児童理解と教育相談体制の整備

児童理解は、いじめの未然に防ぐための基盤である。児童理解を深めるためには、児童が心を開くことが前提となる。したがって、日頃から、児童の思いに寄り添い、共感的に関わり、受容する姿勢で児童と関わることが求められる。このことは、担任をはじめ、全教職員が同じ心構えで児童と接することが重要である。

児童理解を、意図的に行う機会が教育相談である。教育相談の主な目的は「問題解決」「予防」「成長促進」である。

定期的な教育相談は、日頃から児童と関わっている担任を中心に校内の教職員が行う。その中で、さらに関わりを深める必要がある場合には、各中学校ごとに配属しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校専任教員等と連携し、多様な教育相談の体制を確立する。

#### (5) 教員研修の充実

○各学校の実状に応じて、教師自身の感受性や共感性、危機管理意識等を高める校内研修を実施する。

○校内研修では、積極的な外部講師の招聘等を通して多様な視点からいじめ問題について考える機会としてとらえる。

(4月：基本方針や総合対策に関する研修 8月：児童生徒理解に関する研修)

\*随時：いじめの未然防止や早期発見・早期対応等のポイントに関する研修

#### (6) 地域・家庭との積極的連携に関すること

○家庭用チェックリストの積極的な活用を図る。

○保護者からの相談には共感的に耳を傾け、こまめに情報交換を行うなど、協力して対応することに努める。日常的な信頼関係の構築とともに、安心感を感じてもらえるよう、児童の立場に立った誠実な対応を心がける。

○学級懇談会や成人講座等を通して、子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気付く方法など、いじめの防止に関わる保護者としての意識を高める。

○相談窓口に係る情報を積極的に知らせ、相談機関を紹介できる環境づくりに努める。

○コミュニティ・スクールの機能を生かして、学校運営協議会を中心に「安心して過ごせる環境づくり」「居場所づくり」等に関わる積極的な意見交流を行い、情報共有に努める。

#### (7) 取組状況の把握と学校評価の充実に関すること

○学校評価において、いじめの有無やその多寡にとどまらず、実態把握や対応に向けてどのような取組を行ったのかを評価するように努める。

○学校基本方針に基づく取組推進や PDCA サイクルに沿った年間計画の作成・実行・検証・修正に関する学校評価を実施するように努める。

○平成22年7月に改訂されている文部科学省「学校評価ガイドライン」における生徒指導に関する評価指標等を参照して適切に評価するように指導する。

○教員評価の中の「生徒指導」に関する項目については、いじめ防止等につながる取組をふまえて評価を行い、その後の取組の充実に活かされるように工夫する。

#### 第4章 校内委員会を中心とした年間計画

月	1 早期発見の取組			2 いじめ問題等に関する 校内研修の充実（内容）	3 教育相談体制の 整備	評 価
	教師の視点から	児童生徒から	保護者の視点から			
4	○学年会	○「きたっこのきろく」の記述 ○学校生活アンケート		○アンケートの取 り方，教育相談の 仕方の共通理解	○教育相談の実施	
5	○学年会 ○積極的生徒 指導委員会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめアンケート （簡易版）	○家庭訪問	「不登校予防診断チェ ックリスト(学校生活チ ェックリスト)」に関す る職員研修	○教育相談の実施	
6	○学年会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめに特化したアンケート （無記名）	○いじめ早期発見 チェックリストの配布 （保護者アンケート）		○教育相談の実施 【教育相談週間】 →シートに集計	
7	○学年会 ○積極的生徒 指導委員会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめアンケート（簡易版）		「いじめ・不登校問題」 に関する職員研修	○教育相談の実施	
9	○学年会 ○積極的生徒 指導委員会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめアンケート（簡易版）			○教育相談の実施	
10	○学年会	○「きたっこのきろく」の記述 ○学校生活アンケート			○教育相談の実施	
11	○学年会 ○積極的生徒 指導委員会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめに特化したアンケート （無記名）	○いじめ早期発見 チェックリストの配布 （保護者アンケート）		○教育相談の実施 【教育相談週間】 →シートに集計	
12	○学年会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめアンケート（簡易版）			○教育相談の実施	
1	○学年会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめアンケート（簡易版）			○教育相談の実施	
2	○学年会 ○積極的生徒 指導委員会	○「きたっこのきろく」の記述 ○いじめに特化したアンケート （無記名）	○いじめ早期発見 チェックリストの配布 （保護者アンケート）	「いじめ・不登校問題」 に関する職員研修	○教育相談の実施 【教育相談週間】 →シートに集計	
3	○学年会 ○積極的生徒 指導委員会	○「きたっこのきろく」の記述 ○学校生活アンケート			○教育相談の実施	

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「十代事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用市の他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ 「いじめにより」などの定義については、福岡県いじめ防止基本方針に基づく。

### 2 重大事態への対処として、学校が調査を行う場合に実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態について学校が調査を行う場合の、「学校いじめ防止対策委員会」の設置と事実関係の調査（第28条第1項）
- 学校が調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供（第28条第2項）
- 重大事態の発生にともなう教育委員会を通じた市長への報告（第30条第1項）
- 重大事態の発生にともなう県知事への報告（第31条第1項）

### 3 学校による調査

#### (1) 重大事態の発生と調査

①学校は、重大事態が発生した場合、直ちに春日市教育委員会に、事態発生について報告する。

その後の調査を学校主体で行うか春日市主体で行うか協議し速やかに判断する。

②学校が調査を行う場合、「積極的生徒指導委員会」において、調査方針を立て、役割分担や調査内容等を明確にした上で、迅速に対応する。

③方針に沿って、丁寧且つ慎重に事実確認を行う。

\*学校が調査主体となる場合、第28条第3項に基づき、春日市教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

#### (2) 調査を行うための組織

○ 学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は「積極的生徒指導委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える方法で組織する。

○ 「積極的生徒指導委員会」に加える専門家は「弁護士・医師・学識経験者・心理又は福祉に関する専門家（SC・SSW等）・その他の適任者」とする。

○ 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

#### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

○ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- 学校と春日市教育委員会は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために、事実きちんと向き合い、調査組織に対し積極的に資料を提供する。
- 事実関係を明確にするための調査に関して、具体的な調査方法や調査上の留意点については、「福岡県いじめ防止基本方針」の4（3）③アとイを遵守する。

#### （4）その他の留意事項

- 事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できない場合は「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、過去の調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、春日市教育委員会と協議の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- 重大事態が発生した場合には、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮する。

### 4 調査結果の提供及び報告

#### （1）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。したがって、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で、適時・適切な方法で経過報告を行う。いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことは行わない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立って調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

#### （2）調査結果の報告

- 学校に係る調査結果は、春日市長に報告しなければならない。併せて、県教育委員会に対しても報告する。
  - （1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。